

松山市市民課及び各市民サービスセンターにおけるキャッシュレス決済に係る

指定代理納付業務の仕様書等に関する質問及び回答について

質問	回答
<p>参加表明書や入札書の住所や氏名の記載に関してご質問いたします。</p> <p>一般的な契約の際にはゴム印が用いられていますが、自筆ではなくゴム印でよろしいでしょうか？</p>	<p>ゴム印を使用させていただいて差し支えありませんが、押印は省略できません。</p>
<p>コード決済の一部ブランドにつきまして、加盟店登録スケジュールの関係上、令和3年3月1日からの対応が間に合わない可能性がある場合でも入札参加することは可能でしょうか。(一部ブランドのご利用開始までに約3ヵ月お時間を頂いております。)</p>	<p>仕様書7のとおり、記載のブランドについては、導入開始時点(令和3年3月1日)において対応可能であることを要件としています。</p>
<p>「回線障害に対応するデータ蓄積機能」とは、回線障害時(オフライン時)でも決済処理が行える機能との認識で相違ないでしょうか。また、当該機能が決済端末にない場合でも入札参加することは可能でしょうか。</p>	<p>「回線障害に対応するデータ蓄積機能」とは、障害が発生するまでに決済したデータをクラウド上、もしくはサーバー等で蓄積できる機能を有することです。決済端末に「回線障害時に決済処理機能を有すること」は要件としていません。</p>
<p>POSレジとの連動を行う場合の、POS側の開発等に関する費用(プログラム開発費、接続ケーブル費、作業費等)に関しましては、仕様書項番10「その他指定代理納付行為に要する経費」に含まれないとの認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>仕様書10のとおり、発注者負担に記載のない指定代理納付業務に要する経費については受注者負担になります。よって、開発費、接続ケーブル費、作業費等に関しても「指定代理納付業務に要する経費」に含みます。</p>